

三条市歩道用除雪機補助金交付要綱

平成17年5月1日

告示第113号

(趣旨)

第1条 市は、降雪期における歩行者の安全な交通確保を図るため、関係自治会の歩道用除雪機購入費に対し、予算の範囲内で三条市歩道用除雪機補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、三条市補助金等交付規則(平成17年三条市規則第41号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(事業主体)

第2条 事業主体は、自治会とする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象となる除雪機は、歩道用除雪機とする。

(補助額)

第4条 補助額は、次のとおりとする。ただし、補助金の限度額は30万円とし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(1) 除雪機の購入費が20万円以下の場合は全額とする。

(2) 除雪機の購入費が20万円を超える場合は20万円に20万円を超えた額の2分の1の額を加えた額とする。

(3) 維持管理及び運行に係る経費一切は自治会負担とする。

2 補助金交付申請後、購入変更による購入費の増額があっても、補助金の増額はしない。

(補助対象認定申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする自治会は、あらかじめ毎年度10月1日から10月31日までの間(以下この項において「補助申請期間」という。)に、様式第1号により次年度補助対象認定申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、補助申請期間を延長することができる。

2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、様式第2号によりその結果を当該自治会に通知しなければならない。

(補助金の交付申請)

第6条 前条の規定により補助金交付対象の認定を受けた自治会は、市長の指定する日までに補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 歩道用除雪機保管位置図、歩道除雪計画平面図(縮尺500分の1)

(2) 自治会代表者の誓約書(様式第3号)

(完了届)

第7条 自治会は、歩道用除雪機購入を中止し、変更し、又は完了したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による完了届(様式第4号)を受けたときは、速やかに検査の上、補助金の額を確定するものとする。

(管理運営)

第8条 自治会は、維持管理規定等を制定し、維持管理の適正な運営に努めるものとする。

(その他)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の歩道用除雪機補助金交付要綱(平成13年下田村制定)の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

(あて先)三条市長

申請者

代表者 住所

氏名

印

(電話 ー)

歩道用除雪機購入補助対象認定申請書

歩道用除雪機購入補助の対象として認定を受けたいので、次のとおり申請します。

事業の概要	事業名	
	事業場所	三条市 地内
	事業内容	

歩道除雪計画箇所図(付近見取図)

注 購入見積書添付

様式第2号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

三条市長



認定
不認定
歩道用除雪機購入補助対象 通知書

年 月 日付け申請のあった歩道用除雪機購入については補助の対象・不対象となることを認定いたします。

(理由)(不対象の場合)

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

(あて先)三条市長

自治会代表者 住所
氏名

印

誓 約 書

年 月 日付け申請した歩道用除雪機購入補助金交付について、三条市歩道用除雪機補助金交付要綱に従い次の事項を承諾し、履行することを誓います。

記

- 1 補助金により購入した歩道用除雪機は、所有権移転及び売却しません。
- 2 三条市補助金等交付規則及び三条市歩道用除雪機補助金交付要綱の条件を遵守いたします。
- 3 歩道用除雪機購入及び歩道除雪に関し、異議の申立て及び紛争等が生じたときは、私共が解決し、三条市に対し一切迷惑をおかけいたしません。
- 4 歩道用除雪機の維持管理は私共で行います。

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

(あて先)三条市長

代表者 住所

氏名

印

(電話

—

)

歩道用除雪機購入完了届

年 月 日付け第 号をもって歩道用除雪機購入補助金交付決定
通知のあった事業が完了したのでお届けいたします。

事業場所	
事業内容	
契約日	年 月 日
購入日	年 月 日
購入業者名	
添付書類 (1) 精算調書 (2) 購入機械写真 (3) 契約書写し (4) 維持管理規定	